

ホームページ公開・研究対象者情報通知用

研究課題名：自治体保健師等を対象とした喫煙・受動喫煙を含む生活習慣及び疾病予防の知識に関する研究

・はじめに

疾病のリスク因子に関わる知識を持つ事で疾病予防行動へと導かれる事が近年明らかになってきています。生活習慣病の骨粗鬆症は特に中年期以降の女性に多くみられる疾患であり、わが国では特に40歳以上の女性に高い有病率が報告されています。骨粗鬆症は骨折の最大の危険因子であり、単に生活機能の低下だけではなく、死亡率を上昇させる事が報告されています。これまでに遺伝的な要因に加えて喫煙を含む生活習慣に関わる修正可能な危険因子が明らかになっており、予防のための知識の普及は重要である。わが国では骨粗鬆症の知識の普及に関わる調査が未だ充分に行われておらず、そのための手法も確立されていません。本研究では国際的に使用されている骨粗鬆症の知識に関わる質問票の日本語版を開発し、その妥当性及び信頼性を確認します。更に、住民の健康指導等に当たる自治体保健師などを対象に骨粗鬆症予防の知識について調べ、生活習慣や職業に関する要因との関連を明らかにする事を目的にします。

・対象

堺市健康福祉局所属の保健師、(管理)栄養士、歯科衛生士、作業・理学療法士として常勤で働いている方のうち、産休・育休等で職場を離れている人を除いた全員を対象に2016年10月1日から2017年3月31日までに行います。対象者となることを希望されない方は、配布された質問票にお答え頂かなくてかまいません。

・研究内容

欧米およびアジア諸国で信頼性及び妥当性の確認されている骨粗鬆症のリスク因子に関わる質問票の日本語版にお答え頂きます。また、性別、年齢、喫煙歴、受動喫煙、ご本人及び家族の生活習慣病の既往歴、職業に関する質問、食生活、運動等の個人の特質に関する質問にお答え頂きます。研究の科学性を保つためになるべく多くの人に、全ての質問にお答えいただきたいですが、答えたくない質問がある場合には、空欄にしてもかまいません。ご協力頂くことに謝礼等はありません。調査に参加した事で健康被害が生ずるとは考えがたく、補償は特にありません。お答え頂いた質問票は群馬大学大学院保健学研究科に保管し、個人を識別する情報を取り除いて電子化します。電子データを用いて統計解析を行います。

・個人情報の管理について

個人情報漏洩を防ぐため、群馬大学大学院保健学研究科看護学(医療基礎学)においては、個人を特定できる情報を削除し、データの数値化及び記号化を行います。データはパスワードで保護されたコンピューターのみで扱います。データはまとめて処理するため、本研究の実施過程及びその結果の公表(学会や論文等)の際には、研究に参加頂いた方を特定できる情報は一切含まれません。資料は論文等発表後に廃棄します。

・研究期間

研究を行う期間は医学部長承認日より 2026 年 3 月 31 日まで

・医学上の貢献

本研究により参加された方が直接受けることができる利益はありませんが、将来研究成果は喫煙及び受動喫煙と生活習慣病予防のための知識の獲得及び行動変容に貢献し、疾病の予防と健康に貢献できる可能性が高いと考えます。本研究は 文部科学省科学研究費補助金 基盤研究(C)を使用して行います。

・利益相反に関する事項について

この研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、この研究過程を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告などを行うことにより、この研究の利害関係について公正性を保ちます。

・研究責任者または分担者の氏名、職名および連絡先

この研究を担当する責任者および連絡先は以下のとおりです。

研究責任者

職名：教授

氏名：大庭志野

連絡先：大学院保健学研究科看護学(医療基礎学)

0 2 7 - 2 2 0 - 8 9 1 7

研究分担者

職名：参事

氏名：梶山直美

連絡先：堺市健康福祉局健康部健康医療推進課

0 7 2 - 2 2 2 - 9 9 3 6

・ 研究対象者の権利に関して情報が欲しい場合あるいは健康被害が生じたときに連絡をとるべき相談窓口

研究対象者がこの研究および研究対象者の権利に関してさらに情報が欲しい場合、または研究対象者に健康被害が発生した場合に、研究対象者が連絡をとる担当者は下記のとおりです。何かお聞きになりたいことがありましたら、どうぞ遠慮なくいつでもご連絡ください。

【問合せ・苦情等の相談窓口（連絡先）】

職名：群馬大学大学院保健学研究科看護学（医療基礎学）教授（責任者）

氏名：大庭志野

連絡先：〒371 8514

群馬県前橋市昭和町3-39-22

Tel：027-220-8917

上記の窓口では、次の事柄について受け付けています。

（１）研究計画書および研究の方法に関する資料の閲覧（又は入手）ならびにその方法 他の研究対象者の個人情報および知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られます。

（２）研究対象者の個人情報についての開示およびその手続（手数料の額も含まれます。）

（３）研究対象者の個人情報についての利用目的の通知

（４）研究対象者の個人情報の開示、訂正等、利用停止等について、請求に応じられない場合にはその理由の説明